

【問題】 次の【事実】に基づき、後記の〔設問〕に答えなさい。

【事実】

X市は、住宅困窮者に対し、低廉な家賃で住宅を供給することを目的として、市営住宅（以下「本件住宅」という。）を設置・管理している。

X市の「市営住宅条例」（以下「本件条例」という。）第46条第1項第6号には、入居者又は同居者が暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、市長は当該入居者に対し、明渡しを請求することができる旨の規定（以下「本件規定」という。）がある。

Y1は、平成17年にX市との間で賃貸借契約を締結し、本件住宅に入居した。平成22年8月、Y1は、高齢で重度の持病を抱え、公的扶助以外に収入のない実父母Y2（父・75歳）及びY3（母・72歳）と同居するため、X市に同居承認を申請した。

X市は、本件規定を根拠に「将来的に暴力団員と判明した場合は即時に退去する」旨の誓約書を提出させた上で、同居を承認した。Y2らは、他に転居先を見つける資力も親族の援助もなく、本件住宅を追われればホームレス状態になることが懸念されていた。

平成22年10月、X市は警察当局に対し、入居者の属性照会を実施した。警察は、Y1が指定暴力団「Z組」の構成員名簿に記載されていることを理由に、「Y1は暴力団員である」と回答した。

これに基づき、X市はY1に対し、本件規定に基づき契約を解除し、Y1及びY2・Y3（以下「Yら」という。）に対し、住宅の明渡しを求めて提訴した。

なお、Y1は過去に暴力団に所属していた時期はあるが、数年前から組の活動には一切参加しておらず、現在は内装工として真面目に働いている。

しかし、組からの正式な「離脱届」が受理されていないため、警察のデータベースには名前が残っている。

Y1は本件住宅に入居以来、一度も家賃を滞納しておらず、他の住民とのトラブルも皆無である。

【設問】

あなたがYらの訴訟代理人であるとして、本件規定の憲法上の合憲性、および本件での適用が許されるかについて、被告であるX市の反論を踏まえて論じなさい。

(資料)

< X市営住宅条例 >

第7条 普通市営住宅に入居することができる者は、次の各号…に掲げる条件を備える者とする。

⋮

(5) その者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）でないこと。

第46条

第1項 市長は入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。

⋮

(6) 暴力団員であることが判明したとき（同居者が該当する場合を含む。）

第64条

⋮

2 市長は、駐車場等の使用者が使用料を滞納するときその他の規則で定める事由に該当するときは、駐車場等の使用許可を取り消し、又は明渡しを請求することができる。

< 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 >

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⋮

(2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うこと助長するおそれがある団体をいう。

⋮

(6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

第1 本件規定の合憲性

Yらの代理人は、本件規定が「暴力団員」と「非暴力団員」との間で区別がされており、係る区別が憲法14条1項の平等原則に違反し違憲無効であるから市の明渡し請求は認められない旨主張する。

2 審査密度について

(1) 市としては、市営住宅は公共財であり、限られたリソースをどのように割くかについて広範な(条例制定に係る)裁量がありこれを尊重すべきであること。暴力団の構成員は、自らの選択による社会的身分に過ぎず配慮の必要性がないとして、緩やかな基準に基づき本件規定の合憲性を判断すべきと主張することが想定される。

(2) Yらの主張

しかし、本件規定は、「暴力団員又はその同居人」の住居について、強制的にこれを奪う点において、憲法22条1項で保障される居住の自由を強度に制約側面を有する。また、公営住宅は憲法25条の生存権を実質的に保障する設備であることに鑑み、本件規定の合憲性は厳しく審査することが相当であるから、目的が重要であり、手段において実質的関連性を具備しなければ違憲無効となると主張する。

3 内容審査

(1) X市としては、(ア)居住の自由も「公共の福祉」による制約を免れない。暴力団は集団的に暴力的不法行為を助長す

る恐れがある団体であり、その構成員を公営住宅から排除することは、他の入居者の安全確保という重大な公益（立法目的）を有する。

また、（イ）暴力団員であることは、それ自体が将来的なトラブルや他の入居者への威圧感を与える高い蓋然性を有する。具体的な実害が発生してからでは遅く、未然に防ぐための「属性による排除」をすることは、なお必要性ないし実質的関連性が認められる旨主張することが想定される。

（２）しかし、上記（ア）は、あまりに抽象的かつ曖昧な公益（立法目的）の設定であると言わざるをえず、Ｙらの憲法上の重大な権利の制約を伴う差別を正当化するに足りない（目的の重要性の否定）。

また、（イ）についても、単に暴力団員という名簿上の記載があるだけで一律に排除する仕組みは、「属性＝悪」というステレオタイプに基づいた過度の一般化であり、個人の尊厳を無視したものであり、不合理であることは明らかである。

また、本件規定によれば、暴力団員ではない家族までもが、本人の関与しない他者の属性を理由に住居を追われることになる。これは近代法の基本原則である「自己責任の原則」を真っ向から否定し、個人の尊厳（憲法１３条）を無視した過酷な仕組みである。家族という集団を一括して排除する規定は、法令として著しく不合理（過剰）であり、実質的関連性を欠くことは明らかである。

- 4 よって、本件規定は、憲法14条1項に違反し無効であるから、市側の明渡し請求は根拠を欠き認められない。

第2 適用違憲の主張

- 1 Yらの代理人としては、本件規定を適用することは「解除により得られる管理上の公益」よりも「Yらが失う生存権的利益」が圧倒的に大きく、比例原則に著しく反する。よって、本件規定の適用は憲法上の諸原則に照らし、裁量権を逸脱・濫用した違法なものであると主張する。

(1) 本件規定の適用の必要性について

- ア X市側は、本件規定の目的は、暴力団員による不法行為を防止し、他の入居者の安全と平穏な生活を確保することにある。暴力団員はその属性自体が潜在的な脅威であり、暴力団の影響力は組織的であり、個別のトラブルが発生してから対応するのでは、他の入居者の安全を十分に守ることができない。したがって、本件規定を適用する必要性がある旨主張することが想定される。

- イ しかし、他の住民とのトラブルが皆無であり、現在は内装工として真面目に稼働している者である。

市側の必要性の論証は抽象的な必要性を説くに過ぎないものである。Yらにおいて具体的な危害を及ぼす具体的なおそれは将来に渡って全くなく、本件規定を適用する必要性は皆無である。

(2) 法益の不均衡(相当性)について

ア 市側の主張

公営住宅は公共資源であり、暴力団排除という高度な社会公益を優先すべきである。Y1は入居時に退去の誓約書も提出しており、不利益は自己責任である。

したがって、本件規定を適用することはなお相当性が認められると主張することが想定される。

イ Yらの反論

市営住宅設置の趣旨は、生活困窮者に対し、住宅という生活の基盤確保する点にあるから、本件規定の適用により確保される公益（入居者の安全等）と失われるYらの利益の権衡は厳しく審査されなければならない。また、本件誓約書は、Y1は高齢・重病の実父母を抱え、他に転居先を見つける資力もなく、同居が認められなければホームレス状態になることが懸念されるという窮迫した状況下で提出されたものであり、事実上「公営住宅に入居するための事実上の強制」である、また生存権的権利を一方的に放棄させる公序良俗に反する内容を含み、少なくともその効力は限定的に解すべきである。行政目的の達成と直接の関連性がない負担を相手方（Y2、Y3）に強制することも踏まえれば、法益の権衡がとれていないことは明白である。

よって、本項「1」柱書のとおり、本件における本件規定の適用は、違法である。

以上

憲法レジュメ

第1 出題の意図

素材とした事例は、「西宮市営住宅事件」(最判平成27年3月27日民集69巻2号419号)です。

本問の核心は、「具体的な実害がない段階での属性排除」が、生存権的側面を持つ居住権を侵害しないかという点にあります。

また、演習の意図としては、法令違憲と適用違憲の主張の使い分けを考えてみるという点にあります。

第2 法令違憲(回答の骨子案)

1. 憲法14条1項(平等権)の侵害(成田新法事件参照)

(1) 区別の指摘 →「暴力団員」と「非暴力団員」という区別が存在する。

(2) 審査の厳格性をめぐる争い

Yら: 居住権、生存権にかかわる。しかも、社会的身分による差別。

→ 厳格に審査すべき

市側: 市営住宅は公共財であり限られたリソースをどのように割くかについて広範な(条例制定に係る)裁量があるはず。

暴力団の構成員は、自らの選択による社会的身分に過ぎない。配慮の必要性ない。

→ 厳格な審査は不適當

(3) 合理性の検討

ア Yらの主張(案)

観点＝差別を正当化する合理的根拠の欠如(法令違憲主張の核心)



「暴力団員＝危険」という過度の一般化

本件規定は、個別の入居者が実際に他の住民に迷惑を及ぼしたか、あるいは平穏な管理を妨げたかという「具体的な危険性」を一切問わない。単に暴力団員という名簿上の記載があるだけで一律に排除する仕組みは、「属性＝悪」というステレオタイプに基づいた過度の一般化であり、個人の尊厳を無視した不合理な差別。

「離脱者」や「実態のない者」への配慮不足

本件の Y1 のように、数年前から活動に参加せず内装工として社会復帰を目指している者であっても、警察の名簿(データベース)に名前が残っているという形式的な理由だけで排除の対象となりうる。更生を志す者に対し、社会復帰の基盤となる住居を一律に奪うことは、暴力団からの離脱を妨げ、かえって反社会的勢力への回帰を助長するものであり、差別を正当化する合理性を欠いている。

「連座制」的な不合理性

本件規定は、入居者本人が暴力団員である場合だけでなく、「同居者」が該当する場合も含めて明渡しを認めている。これにより、暴力団員でない家族(本件では高齢・重病の両親 Y2・Y3)までもが連動して住居を追われることになる。自己の責任によらない他者の属性によって生存権が脅かされる仕組みは、近代法の基本原則である自己責任の原則に反し、著しく不合理な差別である。



(結論) 本件規定は、暴力団排除という抽象的な目的のために、具体的な危険性の有無を問わず、また更生の余地や家族の生存権も顧みず、属性のみを理由として一律に排除を行うもの。これは、正当な理由のない「不当な差別」であり、憲法 14 条 1 項に違反し無効。

イ 市側の反論(案)

本件規定の趣旨・目的 ・暴力団の弱体化および他の居住者の平穩の確保であり、公共の福祉(12条、13条後段)に基づき重要である。

本件規定の手段について ・暴力団員は、その属性自体が他の居住者に潜在的な威圧感を与え、抗争に巻き込まれる危険性を内包する。

したがって、具体的な実害が生じる前であっても、一律に排除することは目的達成のために実質的な関連性がある。

規制目的を達成するうえで、家族等が巻き込まれても、規制目的を達成するためにはやむをえない。

・暴力団員は自らの意思でその地位を離脱し得るため、固定的な「社会的身分」とはいえない。

↓

結論:区別は合理的であり、14条1項に違反しない。

2 憲法22条1項に基づく主張(居住の自由の保障範囲と公営住宅)

(1) 被告(Yら)の主張:法令違憲の論理

Y側は、公営住宅が「生存のための基盤」であることを重視し、属性のみによる一律排除を過剰規制であると訴える。

- **居住の自由の重要性と生存権的側面:** 憲法 22 条 1 項の居住の自由は、単なる場所の選択ではなく、個人の生活と尊厳の基盤である。特に低所得者にとって、公営住宅は憲法 25 条の生存権を実質的に保障する唯一の手段であり、その剥奪は慎重であるべきである。
- **具体的危険性の欠如(手段の不当性):** 本件規定は、入居者が実際に迷惑行為や不法行為を行ったかという「具体的危険性」を問わず、単なる「暴力団員」という属性のみで明渡しを認めている。これは、平穩に生活し義務を履行している者(Y1)から住居を奪うものであり、目的(治安維持)に対して手段が広すぎる。
- **離脱者・更生者への過大な制約:** 暴力団から実質的に離脱し、真面目に就労している者であっても、警察の名簿という形式的な基準で排除される。これは

社会復帰の「居住の拠点」を奪うものであり、更生を妨げる不合理な制約である。

- **家族への連座(自己責任原則の違反)**: 同居者が暴力団員である場合に、無関係な家族まで住居を追われホームレス状態になる仕組みは、居住の自由を根底から破壊する過酷なものである。

(2)原告(X市)の反論:合憲性の論理

X市側は、暴力団の特殊性と、限られた公共資源(公営住宅)の適正管理という観点から反論します。

- **公共の福祉による合理的制約**: 居住の自由も「公共の福祉」による制約を免れない。暴力団は集団的に暴力的不法行為を助長する恐れがある団体であり、その構成員を公営住宅から排除することは、他の入居者の安全確保という重大な公益に資する。
- **属性排除の合理性**: 暴力団員であることは、それ自体が将来的なトラブルや他の入居者への威圧感を与える高い蓋然性を有する。具体的な実害が発生してからでは遅く、未然に防ぐための「属性による排除」は、公営住宅の適正な管理運営において合理的かつ必要な手段である。
- **受益的利用の限界**: 公営住宅の利用は、市が住宅困窮者に提供する「恩恵的・受益的」な側面があり、一般の民間賃貸借とは異なる。税金で運営される施設において、反社会的勢力に居住の場を提供し続けることは市民の納得を得られず、一定の欠格事由を設けることは市の広範な裁量に属する。

大まかな整理として…

比較項目	被告(Yら)の視点	原告(X市)の視点
規制の対象	実態(更生状況や迷惑行為の有無)を重視すべき	形式(暴力団員という属性)で一律に判断すべき
侵害される利益	生存に直結する唯一の住居(生存権的性格)	公共資源の受益的な利用権に過ぎない
達成される公益	抽象的	暴力団排除という社会全体の重大な要請
手段の相当性	迷惑をかけた時に解除すれば足りる(過剰規制)	潜在的なリスクを未然に防ぐために必要(合理的制約)

第3 適用違憲(比例原則違反(過剰規制)に基づく主張の例)

Yらの代理人の主張のアイデア

1 被告(Yら)の訴訟代理人として、本件規定(本件条例 46 条 1 項 6 号)および本件解除処分が「比例原則」に違反し、違憲・違法であるとする。

※比例原則とは、行政目的を達成するための手段が、その目的との均衡を失ってはならないという法理です。

(1) 適合性の原則(目的と手段の合理的関連性)

行政目的: 暴力団排除による「他の入居者の安全確保と平穏な生活の維持」

実態との乖離: Y1 は入居以来、一度も家賃の滞納がなく、他の住民とのトラブルも皆無である。現在は内装工として真面目に働いており、暴力団としての活動実態はない。

具体的・現実的な危害を及ぼす恐れが全くない者に対し、単に名簿に名前があるという「形式的な属性」のみで排除することは、目的達成のための有効な手段とは言えず、合理的関連性を欠く。

(2) 必要性の原則(LRA: 最小限度の制約)

一律排除の過剰性: 本件規定は、暴力団員であると判明しただけで一律に明渡しを認めている。

代替手段の存在 他の入居者に実害(迷惑行為や不法行為)を及ぼす具体的恐れが生じた段階で、個別に指導・勧告を行い、改善されない場合に初めて解除するという、より段階的で制限の少ない手段(LRA)が存在する。

Y1 のように「実態として離脱」している者に対しても、例外なく住居を奪うという最も強力な手段を用いることは、必要最小限度の範囲を大きく逸脱している。

(3) 相当性の原則(狭義の比例性: 法益の均衡)

本件で得られる「抽象的な公益」と、失われる「具体的な私益」を比較すると、著しく均衡を失っている。

比較項目	内容
失われる私益(甚大)	Y2(75歳)・Y3(72歳)は重度の持病を抱え、無収入である。本件住宅を追われれば他に転居先はなく、直ちに「ホームレス状態」という生存の危機に直結する。
得られる公益(希薄)	トラブルを起こしていないY1を排除しても、住宅内の治安が客観的に向上するわけではない。形式的な名簿削除という行政上の管理利益に過ぎない。

2 X市の反論

(1) 目的において極めて高い公共性が認められること

- **暴力団の反社会性:** 暴力団は、その存在自体が集团的・常習的に暴力的不法行為を助長するおそれがある団体である。このような属性を持つ者が公営住宅に入居し続けることは、他の入居者の安全や平穏な生活環境を脅かす潜在的かつ重大なリスクである。
- **暴力団排除の社会的要請:** 社会全体で暴力団排除を進めることは、公共の福祉に合致する重要な行政目的である。公営住宅という限られた公共資源を、反社会的勢力に提供し続けることは市民の理解を得られない。

(2) 手段の適合性と必要性

- **「属性」による判断の合理性:** 暴力団員であるか否かは、個別の迷惑行為の有無にかかわらず、その団体の威力を背景とした潜在的な脅威を示すものである。したがって、具体的なトラブルを待ってから対応するのでは遅きに失し、未然に防ぐための「属性排除」は合理的である。
- **警察情報の信憑性:** 市は警察当局に対し正式な照会を行い、Y1が構成員名簿に記載されているとの回答を得ている。本件条例の「暴力団員」の定義は法に基づいた客観的なものであり、警察の認定に従う運用に裁量の逸脱はない。

(3) 法益の均衡(狭義の比例性)

- **受益的行政の限界:** 公営住宅の利用は、憲法25条に基づく抽象的な権利を具体化した受益的な公物利用であり、無制限に保障されるものではない。一定の欠格事由(暴力団員でないこと)を設けることは、公営住宅法および条例の目的に照らし正当である。

- **自己責任の原則**: Y1 は入居時に「将来的に暴力団員と判明した場合は即時に退去する」旨の誓約書を自ら提出している。自身の属性がもたらす不利益を認識した上で入居を継続した以上、解除による不利益は自己責任の範疇である。
- **居住の利益を上回る公益**: Y2・Y3 の困窮状況は同情すべき点があるものの、それを理由に暴力団員との同居を認め続けることは、他の善良な入居者の安全(公益)を著しく損なう。

※法令違憲と適用違憲の違い

特徴	法令違憲	適用違憲
対象	法令の文面・規定そのもの	法令を特定の事案に適用する行為
判断の視点	法律が憲法違反か(文面審査)	このケースで適用するのが違反か(適用審査)
効果	法令が全般的に無効となる	当該事例についてのみ違憲(原則)
立法府への影響	法律の改正・廃止を強制する	法令の適用を是正させる
過去の判例	少ない(約 10 例)	比較的多い(事件ごとに判断)

2026年03月22日答案練習会

憲法

最優秀答案

回答者：T・Sさん

第1、本件規定の合憲性

1、本件規定は、本件住宅の居住について、暴力団員と非暴力団員とを「差別」するもので、Y1の平等権を侵害するとして憲法14条1項に反し、違憲であると主張する。

2、ここで、14条1項の保障根拠は個人は根源的に平等な存在であることから、法の下での平等を保障し、個人の尊厳を確保することにある。そして、法の内容が不平等であれば、平等に適用しても個人の尊厳を図れないため、「法の下」とは、法内容の平等を意味する。

そうすると、暴力団員は、非暴力団員の関係で本件住宅に関する規定の内容で平等に扱われるという意味において平等権が認められ、Y1にも、その意味において平等権が認められる。

3、本件規定は、暴力団員であると判明した場合には退去させる旨を定めているため、暴力団員と非暴力団員を別異に取り扱っている。

4、しかし、各人には実質的に差異があるから、機械的に均一に取り扱うことはかえって不合理である。したがって、「平等」とは、相対的平等を意味する。そうすると、14条1項は、不合理な差別を禁ずるものであり、合理的な根拠に基づく区別まで禁じるものではない。そこで、本件規定も事の性質に即応した合理的な区別として許容されるか。

(1)、ここで、本件規定は、暴力団という「社会的身分」により別異取り扱いをしている。

たしかに、後段列举事由は、例示にすぎない。しかし、歴史的に見て通常の民主制の過程において少数派の意見が反映されにくいことから、特に憲法が保護するために明文化したものである。そうすると、本件のような後段列举事由に基づく区別は厳格に判断すべきである。

(2)、X市からの反論

しかし、暴力団から脱退すれば、暴力団員という身分でなくなることができるのであり、暴力団員という「社会的身分」は自助努力により変えることができる。

さらに、本件住宅は、住宅困窮者に対し、低廉な家賃で住宅を供給することを目的とする市営住宅である。したがって、どのような者に居住を許可するかは、政策的見地から判断すべきであり、X市に一定の裁量が認められる。

(3)、たしかに、暴力団員という「社会的身分」は自助努力により変えることが可能であっても、暴力団が反社会的組織であることから、實際上自助努力により脱退が不可能な場合もある。さらに、本件規定は、憲法22条2項で保障されるY1の居住の

自由を制約している。そして、自己の選択したところに居を定め、社会の様々な事物や人に接することは、人が人として生存する上で極めて重要であるから、居住の自由は、重要な権利である。

したがって、暴力団員である事をもって本件住宅の居住に関して区別を生じさせることに合理的な理由があるか否かについては、慎重に検討することが必要である。

そこで、本件規定の合憲性は、①立法目的が重要で、かつ、②手段が目的との間で実質的関連性を有する場合に認められるべきである。

(4)、ア、本件では、本件規定の目的は、暴力団員が本件住宅に居住することで、周辺の住民が平穏な生活を送ることができなくなることを防止することにある。平穏な生活が送れなければ、住宅困窮者が本件住宅に居住することを躊躇し、本件住宅の目的を達成できなくなるおそれがある。したがって、本件規定の目的は重要である。

イ、たしかに、暴力団員が居住することで、周辺の治安が悪化し、周辺住民が平穏な生活を送れなくなる可能性はあり、合理性は認められる。ここで、X市側からは、本件規定は暴力団員に本件住宅についてのみ居住を制限しているにすぎないため必要性も認められるとの反論が考えられる。しかし、本件住宅への入居を希望する暴力団員は住宅困窮者であり、本件住宅に居住できなければ、他の場所に住めず、住居を失う可能性もある。そして実際に周辺の治安を悪化させる可能性のある暴力団員のみ居住できなくすれば、生活の平穏を保護することができる。したがって、全ての暴力団員を一律拒否する必要性は認められない。

(5)、したがって、本件規定の別異取り扱いは合理的な区別とはいえない。

5、よって、本件規定は、Y1の平等権を侵害し、14条1項に反し、違憲である。

第2、本件において本件規定を適用することの合憲性

1、たとえば、本件規定が合憲であるとしても、本件の場合に適用することは、憲法14条1項に反し、違憲であると主張する。

2、ここで、X市側からは、警察から「Y1は暴力団員である」と回答されたこと及びY1は、「将来的に暴力団員と判明した場合は即時に退去する」旨の誓約書を提出していたことから、本件において本件規定を適用しても14条1項に反しないと反論すると考えられる。

3、しかし、本件規定の目的が周辺住民の生活の平穏を保護することにあること、規制される居住の自由が重要な権利であること及び本件住宅への入居を希望する暴力団員は住宅困窮者であり、本件住宅に居住できなければ、他の場所に住めず、住居を失う可能性もあることを考慮すると、本件規定における「暴力団員」とは、本件住宅に居住することで、その周辺の治安を悪化させ、周辺住民の生活の平穏を害するおそれが、現実には起こり得るものと認められるものをいうと解する。

本件では、たしかに Y1 は過去に暴力団に所属していた時期はあり、組からの正式な「離脱届」が受理されていないため、警察のデータベースには名前が残っている。しかし、数年前から組の活動には一切参加しておらず、現在は内装工として真面目に働いている。そうすると、Y1 が居住することで、周辺の治安を悪化させ、周辺住民の生活の平穏を害するおそれが、現実に関り得るものと認められない。

4、よって、本件の場合に適用することは、憲法 14 条 1 項に反し、違憲である

以上